### 青少年育成鳥取市民会議 規約

# 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会議は青少年育成鳥取市民会議とする。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は鳥取市幸町71番地 鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課 内に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、県民会議の施策に呼応して、次代の社会をになう青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会議は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
  - (1) この会議の趣旨の徹底をはかり、全市民の積極的関心を高めるための事業
  - (2) 青少年を健全に育成するための事業
  - (3) 青少年の非行化を防止するための事業
  - (4) 各種の研究連絡調査のための事業
  - (5) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 組織及び機関

(組織)

第5条 この会議は次の者をもって構成する。

会員 この会議の目的に賛同し、第4条の事業を推進或いは事業を賛助する個人、法人並びに団体等 2 会員は会費を納入しなければならない。

- 3 会員は退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。
- 4 この会議の加入及び退会については運営委員会において承認する。 但し、4年以上未納の会員については、自動退会とする。

(会費)

第6条 会費は一口2,000円以上とする。

(機関)

- 第7条 この会議に次の機関を置く。
  - (1) 総 会
  - (2) 運営委員会

(総会)

- 第8条 総会はこの会議の最高の決議機関であって、会員をもって構成する。
- 2 総会は年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び決算に関すること。
  - (3) 規約の改正に関すること。
  - (4) 会費の額の決定に関すること。
  - (5) 役員の選出に関すること。
  - (6) その他総会が必要と認めた事項に関すること。

(運営委員会)

- 第9条 運営委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長・副会長及び運営委員をもって 構成する。
- 2 運営委員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 運営委員会は次のことを審議する。
  - (1) 事業の運営及び常時活動の推進に関すること。
  - (2) 総会に提出する議案の作成に関すること。
  - (3) 総会において委任された事項に関すること。
  - (4) 入会及び退会の承認に関すること。
  - (5) その他必要な事項に関すること。

(表決)

- 第10条 総会及び運営委員会は第8条第2項第3号の要項を除き出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 2 非常事態等、会員が一堂に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

# 第4章 役員及び職務

(役員)

- 第11条 この会議に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 若干名
  - (3) 運営委員 若干名
  - (4) 監事 2 名

(役員の職務)

- 第12条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は第9条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第13条 役員は総会において選任する。

(顧問)

- 第14条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は運営委員会にはかり会長が委嘱する。
- 3 顧問は会務について意見を述べ、必要により助言することができる。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は運営委員会にはかり、次の総会の承認を求めるものとする。
- 3 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行なう。 (事務局)
- 第16条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の職員は会長が任命する。
- 3 事務局の職員に関し、必要な事項は細則で定める。

#### 第5章 会 計

(会計年度)

第17条 この会議の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第18条 この会議に要する経費は会費、寄付金および助成金等をもってあてる。

## 第6章 規約の改正

(規約の改正)

第19条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

## 第7章 補 則

(施行細則)

第20条 この規約の施行について必要な細則は運営委員会が定める。

附則

- 1 昭和46年7月5日施行
- 2 昭和60年6月26日改正
- 3 平成3年5月20日改正
- 4 平成29年5月17日改正
- 5 令和 2年5月15日改正
- 6 令和 4年5月26日改正
- 7 令和 6年5月28日改正